

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 三九五
- 保安林における許可をすべき皆伐面積の限度 (治 山 課) 三九六
- 道路の区域変更 (道路維持課) 三九六

選挙管理委員会告示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定 (選挙管理委員会) 三九七
- 個人演説会等を開催することができない施設の指定取消し (同) 三九七
- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定 (同) 三九八
- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更 (同) 三九八

公 示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 三九八
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 三九八

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)
(金曜日)

発 行

(休日)
(休日に当たる)
ときは翌日

告 示

岐阜県告示第三百三十七号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十二年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等 級	記 録 社 名
映 画	ハロウイン		ショウゲート
	失恋殺人		クロックワークス
	美尻エクスタジー	白風の穴快楽	オーピー映画
	冷たい熱帯魚		日 活 映 画
	潮吹き花嫁の性白書		オーピー映画
	多感な制服	むっちり潤い肌	オーピー映画

2 指定年月日

平成 22 年 6 月 1 日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

平成二十二年六月一日

第 二 千 百 五 十 二 号
平 成 二 十 二 年 六 月 一 日

(火曜日)

岐阜県告示第三百三十八号

保安林の平成二十二年度における皆伐による立木の伐採に「きぎ」森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべし皆伐面積の限度を定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

平成二十二年六月一日

岐阜県知事 古田 謙

保安林 単 位 区 域	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)	
		水源かん養 保安林	土砂流出 防備保安林
高 原 川	高山市（旧上宝村の区域に限る。）、飛驒市（旧神岡町の区域に限る。）	1,539.58	415.22
宮 川	高山市（旧高山市、旧丹生川村、旧清見村、旧宮村及び旧国府町の区域に限る。）、飛驒市（旧神岡町の区域を除く。）	2,892.76	516.92
庄 川	高山市（旧庄川村の区域に限る。）、大野郡	1,403.98	873.50
飛驒川上流	高山市（旧久々野町、旧朝日村及び旧高根村の区域に限る。）	1,009.44	184.21
飛驒川中流	下呂市	1,062.77	380.33
飛驒川下流	美濃加茂市、加茂郡	133.90	259.20
長良川上流	郡上市	955.46	542.45
長良川下流	岐阜市、関市、美濃市、各務原市、山県市	590.81	666.49
揖斐川上流	本巢市、揖斐郡	2,696.21	1,080.91
揖斐川下流	大垣市、海津市、養老郡、不破郡	154.25	417.29
木 曾 川	中津川市、恵那市（旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域を除く。）	772.15	819.37
多治見地区	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡	57.14	533.25
矢 作 川	恵那市（旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域に限る。）	47.86	268.72

保安林種	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)
千 害 防 備 保 安 林	揖斐郡揖斐川町（旧揖斐川町の区域に限る。）	1.48
	揖斐郡池田町	18.18
	郡上市（旧大和町の区域に限る。）	2.84
	郡上市（旧白鳥町の区域に限る。）	4.56
	郡上市（旧明宝村の区域に限る。）	2.96
	恵那市（旧恵那市の区域に限る。）	1.46
	中津川市（旧福岡町の区域に限る。）	2.24
	下呂市（旧金山町の区域に限る。）	2.30
	高山市（旧高山市の区域に限る。）	1.90
	高山市（旧朝日村の区域に限る。）	3.22
	高山市（旧高根村の区域に限る。）	0.61
	飛驒市（旧宮川村の区域に限る。）	0.96
保 健 保 安 林	岐阜市	4.00
	郡上市（旧明宝村の区域に限る。）	2.46
	郡上市（旧和良村の区域に限る。）	1.12
	多治見市（旧多治見市の区域に限る。）	2.58
	下呂市（旧金山町の区域に限る。）	10.18
	高山市（旧国府町の区域に限る。）	1.48

岐阜県告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年六月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月一日

岐阜県知事 古田肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	福白岡川線	加茂郡白川町三川字恵釣り四九二番一地区から同郡同町同字同地先四九五番一地区まで	前	八〇（メートル）	三〇七八	
			後	二三〇（メートル）	三〇七八	

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十二年六月一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

指定した施設

市町村名	施設の名	称	所	在	地	収容人員
------	------	---	---	---	---	------

関市	関市富野ふれあいセンター大会議室	関市西神野144番地1	85人
各務原市	各務原市箱羽コミュニケーションセンター ・集公室1 ・集公室2 ・会議室 ・研修室 ・遊戯室 ・休養室	各務原市上戸町3丁目324番地	240人 140人 120人 60人 60人 100人
各務原市	各務原市鷺沼南町会館 ・学習室 ・休養室 ・保育室 ・集公室	各務原市鷺沼南町6丁目105番地	90人 20人 15人 150人

岐阜県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十二年六月一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設の名	称	所	在	地
各務原市	各務原市箱羽福祉センター ・集公室 ・休養室 ・保育室 ・会議室 ・研修室		各務原市上中屋町1丁目10番地		

岐阜県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

平成二十二年六月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名	称	所	在	地
医療法人社団誠道会 施設衆の花	介護老人保健	各務原市鷺沼山崎町6丁目8-2		

岐阜県選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更があったので、その旨告示する。

平成二十二年六月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

名称の変更

変	更	後	変	更	前
社会福祉法人慈恵会 ムさわやか日本ライオン	養護老人ホーム	日本ライオン老人ホーム			
社会福祉法人慈恵会 ホームさわやかチャーシューメン	特別養護老人ホーム	小規模特別養護老人ホーム日本ライオン老人ホーム			

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年五月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子育てネットひまわり
- 三 代表者の氏名 大塚 研二
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市領下二二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、児童や家庭・地域で子育てに関わる人たちに對して、学童保育事業をはじめとする子育てに関する支援事業などを行い、子どもの健やかな成長と地域コミュニティ作りに寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年五月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人秋桜の詩
- 三 代表者の氏名 秋松 あゆ子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡八百津町上飯田一八八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、独居の高齢者及び介護保険の要介護者や

日常生活に支障をきたす障害者に対して介護や就業支援、また、住宅の供給に関する事業を行い、働く介護者の支援や障害者の自立に向けて援助支援し地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年五月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ひだ文化村
- 三 代表者の氏名 田之下 信義
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市古川町若宮二丁目一番六三号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子どもからお年寄りまでこの地域に暮らす多くの住民に対して、地域共有の施設等を活用し、文化・芸術をはじめ多彩な分野の鑑賞・創造・体験・発表・研修等の事業を多様な住民の目線で企画実施することで、地域住民に生き甲斐と心豊かな潤いを与え、またあわせて地域に賑わいと活気を創出し、もって社会教育振興をはじめとする公益の増進に寄与することを目的とする。

平成二十二年六月一日発行

発行者

岐阜県
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター